

介護報酬改定

①

審議会報告をよむ

2012年5月号

12月18日、厚生労働

省の介護給付費分科会で「介護報酬改定に関する審議報告」が取りまとめられました。2018年度の改定で0・54%と若干のプラス改定になりましたが改定される中身は利用抑制につながるものが多く盛り込まれました。

圧縮の方向示す

前回(15年度)の報酬改定の影響で相次いだ介護事業所の倒産や経営悪化を受け、財務相が求めていたマイ

ナス改定には一定踏みとどまつたものの、「制度の安定性・持続可能性」の掛け声のもと、社会保障費圧縮の方向性が改めて示されました。

前回改定で要支援者を介護給付から外したのに続き、今回改定では、あの手この手で軽度者を保険給付外の「総合事業」に押し流していく仕組みを設けようとしています。要介護1、2の「軽度者」が多く利用している訪問介護の生活援助サー

ビスへの回数制限や、通所介護のサービス提供時間区分の短縮やアウトカム(成果)評価の導入です。

訪問介護では、生活援助の利用回数が一定基準を超えるケアプラン(介護計画)を設定する場合、プランの市町村への届け出をケアマネジャーに義務付け

利用抑制の懸念

地域ケア会議の状況は、医療や介護など他職種間の情報交換などに役立つ一方で、行政主導の会議でケアマネージャーや事業所が報酬加算を用いて、改善度合いが点数化する評価指數を一定水準を超えた場合に事業所が報酬受け付けないようにします。

要介護度の改善というアクトカムを評価基準にするものですが、介護度の改善が難しい人の利用を受け付けないなど、利用者の選別が懸念されます。

『軽度者』外し鮮明に

『軽度者』が中心になる改定メニュー

訪問介護

- 一定基準を超える生活援助サービスの届け出をケアマネに義務化(4月までに国が基準を設定、10月実施を予定)
- 身体介護中心のサービスに重点を置いた報酬のメリハリ付け

通所介護

- 心身機能の維持・改善にアウトカム評価を導入
- 2時間ごとのサービス提供時間を1時間ごとに見直し

ます。市町村は地域ケア会議でプラン内容を検証。過剰と判断する場になっている例もあります。利用抑制が内容の是正を求めます。

起こる懸念は払しょくされていません。通所介護では、食事、トイレ動作、入浴などの日常生活動作を点数化する評価指數を一定水準を超えた場合に事業所が報酬受け付けないようになります。

要介護度の改善というアクトカムを評価基準にするものですが、介護度の改善が難しい人の利用を受け付けないなど、利用者の選別が懸念されます。

介護報酬改定

審議会報告をよむ

(2)

2018.1/2
木

2018年度の介護報酬改定へ向けた審議報告では、介護労働者の賃上げなど労働者や事業者が切実に求めていた処遇改善のための抜本的な対策は示されませんでした。

政府は2015年度の報酬改定で、介護報酬を引き下げるとして、過去最大の報酬引き下げと同時に処遇改善加算を導入しました。

倒産件数最多に

しかし、この加算は小規模事業所にとっては研修の実施など取得

要件のハードルが高いために取得できず、本体報酬マイナス4・48%という大幅引き下げがそのまま事業所の経営を圧迫。賃上げどころか、16年には、小規模を中心とした老人福祉・介護事業の倒産件数が過去最多を更新しました（東京商工リサーチ調べ）。

16年度の介護労働安定センターの「介護労働実態調査」では、介護サービス労働者の「不足感」は62・6%（前年比1・3減増）に達しました。

厚労省調査（16年）

によると、介護労働者の賃金は、ホームヘルパーで月平均22万8300円、比較的高いケアマネジャーでも同26万6000円と、全産業平均・月33万3700円と比べて依然、低水準のままであります。

政府は、労働者・事業者の要求や、野党が

共同で介護職の賃上げ法案を提案したことにより、17年度に介護職の賃金を1万円程度引き上げる臨時の報酬改定を行いました。しかし、全産業平均と10万円以上賃金に開きがあり、抜本的賃上げが必要です。

示されたのは、生活援助を担う簡単な研修の新設、見守り機器導入とともに労働者・事務職員の賃金を1万円程度引き上げる臨時の報酬改定を行いました。しかし、全産業平均と10万円以上賃金に開きがあり、抜本的賃上げが必要です。

規制緩和で補う

処遇改善にほど遠く

人材確保・処遇改善に関わる改定（主なもの）

- 訪問介護の生活援助に特化して従事する人員育成のため、要件を緩和した研修の新設
- 介護施設などで、夜間業務について見守り機器を導入した場合に介護職員などの配置基準を緩和
- リハビリなどをを行う機能訓練指導員の対象資格にはり師、きゅう師を追加
- 短期入所生活介護で特養併設の場合夜勤職員の兼務を認める
- 処遇改善加算（IV）と（V）を廃止

人材確保策以外で「看取（みとり）加算」など取得が限定される細かい加算を多数設ける一方で、小規模事業所などが取得していた低い要件で取得できる

処遇改善加算を廃止するとしており、処遇改善には程遠い改定です。

審議会報告をよむ

(3)

2018.1/13
木

「地域包括ケア」

厚生労働省がとりまとめた「2018年度介護報酬改定に関する審議報告」で、方針のトップに掲げているのが「地域包括ケアシステムの推進」です。

しかし、その最大の狙いは、安倍政権の社会保険費「自然増削減」です。このように、包括的に確保される体制「をつくることだと政府は説明しています。

しかし、在宅介護

いは、安堵感の社会医療ニーズへの対応強化▽介護医療院の新設▽共生型サービスの推進などです。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

しかし、在宅介護の現状は深刻な人手不足と厳しい経営状況にあり、中重度者の在宅復帰は家族の介護負担をさらに重くしかねないと指摘されています。

地域包括ケア推進のために今回の報酬改定で示されたのは▽医療ニーズへの対応強化▽介護医療院の新設▽共生型サービスの推進などです。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

しかし、在宅介護の現状は深刻な人手不足と厳しい経営状況にあり、中重度者の在宅復帰は家族の介護負担をさらに重くしかねないと指摘されています。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

しかし、在宅介護の現状は深刻な人手不足と厳しい経営状況にあり、中重度者の在宅復帰は家族の介護負担をさらに重くしかねないと指摘されています。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

重度者介護に不安増す

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されました。

(つづく)

介護報酬改定

④

審議会報告をよむ

2018年1月14日

自己負担の発生

報酬改定では、「共生型サービス」の人員・施設基準が示されました。前年度改定の介護保険法で、介護保険が障害福祉の指定を受けていた事業所が、もう一方の制度での指定を受けやすくするとして「共生型サービス」が位置づけられたことを受けたものです。その背景には、障害福祉にかかる公費を切り下げるためには、障害者65歳になるのがうかがえます。

そのため、政府は65歳を過ぎてもそれまで同じ事業所からサービスが受けられるようにするとして共生型サービスを位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の「介護保険優先原則」の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険制度に移行しなければなりません。それによって利用に伴う自己負担の発生や、支援の質が落ちるなどの問題が起きています。

介護サービスを利用しても支援が足りない場合は、不足分を障害福祉から上乗せすることができますが、自治体によって対応が違うという問題も起こっています。

それでも支援が足りない場合は、不足分を障害福祉から上乗せすることができますが、自治体によって対応が違うという問題も起こっています。

れば、介護サービスと共生型サービスが「類似する」とされる居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステ

イ）を、介護事業所で提供できるようにする特例を設けます。

厚労省は、介護保険施行に伴い生じる自己負担を、介護事業所で償還する制度を設けます。

昨年の法改定に盛り込まれましたが、基本的にゼロの利用料に負担がないままに変わりはありません。

（当時は、優先原則に固執する態度を変えませんでした。今回の審議報告でも、具体的な対策は示されていません。）

障害福祉と介護 一体化狙う

共生型サービスの対象サービス

ホームヘルプサービス	訪問介護	障害福祉サービス等	
		居宅介護	重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）	
	療養通所介護	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る） 放課後等デイサービス（同上）	
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	短期入所	

（厚労省資料から作成）

質低下する恐れ

介護保険では17年4月から、要支援の人の

サービスは保険給付から外れ市町村の「総合

事業」に移行している

ため、障害者が高齢にな

り介護認定を受けた

とき「要支援」と認定されれば、自治体によ

つては基準緩和された

サービスが充てられる

恐れがあります。ま

もつながります。

日本共産党は17年、

国会でこの問題を指摘し、介護優先原則をや

めれば問題は解決でき

ると指摘してきました

が、塩崎恭久厚労相

に固執する態度を変え

ませんでした。今回の

審議報告でも、具体的な対策は示されていま

せん。

障害者が65歳になると、障害者総合支援法の「介護保険優先原則」の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介

護保険を位置づけました。障害福祉の指定を受けた事業所が共生型原則の規定のために、障害福祉の適用から介